

# 国保組合の所得実態調査結果

# 国民健康保険組合について

- 現在、国保組合は166組合あり、大別すると①医師、歯科医師、薬剤師(92組合69万人)、②建設関係の従事者(33組合221万人)、③市場従事者、食品関連の従事者等〔一般業種(41組合113万人)〕に分けられる。

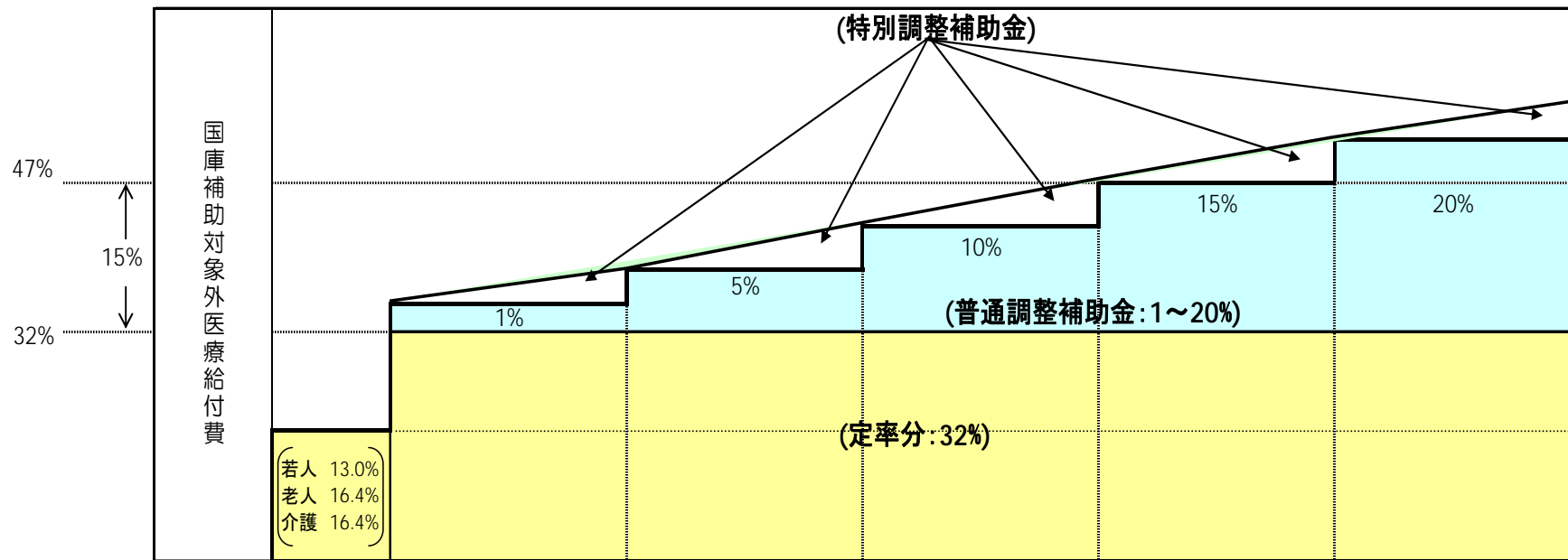
## 組合数及び被保険者数

年 度	平成14年度	平成15年度
組 合 数	166	166
被保険者数	411万人	404万人

(注)毎年度末の数値

- 国保組合への国庫補助
  - ① 定率補助・・・療養給付費等の32%。平成9年9月以降、法人等の新規加入者は13%(老健・介護16.4%)。
  - ② 調整補助・・・組合の財政力に応じて療養給付費等の1%～20%。

医療保険制度改革に係る基本方針により、「国保組合については、市町村国保との財政力の均衡を図る観点から、国庫助成の在り方について見直しを行う。」こととされており、16年度所得調査結果に基づき、見直しを検討。



300人以上事業所の組合員・家族		300人未満事業所の組合員・家族		1%組合 (80組合)		5%組合 (10組合)		10%組合 (22組合)		15%組合 (25組合)		20%組合 (28組合)	
全国		医師	47	薬剤師	6	薬剤師	9	建設業	13	建設業	20	建設業	20
土木		歯科医師	27	その他	4	その他	13	その他	12	その他	8	その他	8
		薬剤師	3										
		その他	3										

平成9年9月1日前は、従業員数にかかわらず、組合員に対する国庫補助は0%、家族に対する国庫補助は32%。

平成9年9月1日以後、健康保険の適用除外を受けて、新規に加入する者及びその家族に対する定率分の補助率は、政管健保の補助率を勘案して、若人13.0%、老人・介護16.4%。

## 所得調査の概要

### 1 調査の実施時期・対象者

166国保組合を対象に、平成16年度に実施。

調査対象者は、国保組合の規模に応じて組合員数に抽出率を乗じて算出。

国保組合の組合員とその家族の平成16年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額、及び山林所得金額等と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額の調査を実施。

組合員数		抽出率
1千人未満		3/4
1千人以上	2千人未満	2/3
2千人以上	5千人未満	2/5
5千人以上	10千人未満	1/4
10千人以上	20千人未満	1/6
20千人以上	50千人未満	1/11
50千人以上	100千人未満	1/16
100千人以上		1/40

### 2 回収率

国保組合平均87%。

### 3 結果の概要

(1) 業態別所得

国保組合の平均は、1,250千円であり、業態別には建設が最も低く、医師が高い。

(2) 被保険者1人当たりの分布

全体の約3分の1が、1,000千円未満。組合間の格差は、最低327千円に対し、最高3,198千円であり、かなり大きなものとなっている。

#### 所得調査結果

	平均課税標準額*1		(参考) 平成15年度平均保険料額*2	
	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
<b>国保組合平均</b>	<b>1,250千円</b>	<b>2,909千円</b>	<b>115,040</b>	<b>268,254</b>
建設業	614千円	1,506千円	105,651	264,583
一般業	1,011千円	2,347千円	107,663	242,978
薬剤師	1,436千円	2,681千円	117,346	228,778
医師	2,620千円	5,637千円	127,155	337,050
歯科医師	1,547千円	2,929千円	115,089	217,684

(参考) 市町村国保の状況\*3

	平均所得		平均保険料額	
	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
<b>市町村国保 (一般世帯)</b>	<b>868千円</b>	<b>1,629千円</b>	<b>72,601</b>	<b>136,227</b>

#### 被保険者1人当たり課税標準額の分布

千円超	千円未満	組合数	割合
300 ~	1,000	56	33.7%
1,000 ~	1,500	32	19.3%
1,500 ~	2,000	29	17.5%
2,000 ~	2,500	15	9.0%
2,500 ~	3,000	31	18.7%
3,000 ~	3,200	3	1.8%

\*1 課税標準額の集計に当たっては、市町村国保に係る保険税課税限度額を勘案し、上限を設定

\*2 医師国保組合及び歯科医師国保組合においては、「自らの医療機関における被保険者に関する診療(自家診療)」を保険給付しないことを規約上定めている組合が多数存在する。これらの自家診療分は、保険の適用とならないので、被保険者の負担となっていることに留意する必要がある。

\*3 市町村国保の数値は、「平成15年度国民健康保険実態調査報告」による平成14年度のもの

## (参考) 比較表

国保組合(1人当たり平均課税標準額)

	昭和58年度調査	平成16年度調査	増加額
<b>国保組合平均</b>	<b>646千円</b>	<b>1,250千円</b>	<b>604千円</b>
建設業	346千円	614千円	268千円
一般業	674千円	1,011千円	337千円
薬剤師	822千円	1,436千円	614千円
医師	1,529千円	2,620千円	1,091千円
歯科医師	1,292千円	1,547千円	255千円

市町村国保(1人当たり平均所得)\*1

	昭和59年度	平成15年度	増加額
<b>市町村国保 (一般世帯)</b>	<b>649千円</b>	<b>868千円</b>	<b>219千円</b>

\*1 市町村国保の数値は、「国民健康保険実態調査報告」による。